

大蔵委員會議録第四十八号

昭和二十五年四月十日(月曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

委員長代理理事 前尾繁三郎君
理事 岡野 清隆君 理事 北澤 直吉君
理事 小峯 柳多君 理事 小山 長規君
理事 島村 一郎君 理事 川島 金次君
理事 内藤 友明君
甲木 保君 鹿野 彦吉君
佐久間 徹君 高間 松吉君
西村 直巳君 三宅 則義君
宮原幸三郎君 佐竹 新市君
宮腰 喜助君 竹村奈良一君
田島 比君
委員外の出席者 門屋 盛一君
参議院議員 佐々木龍藏君
大蔵事務官 森岡謙一郎君
(管財局固有財産第二課長)
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

四月八日

委員奥村又十郎君辭任につき、その補欠として保利茂君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員中崎敏君辭任につき、その補欠として佐竹新市君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件
旧軍港市轉換法案(参議院提出、参法第二号)

○前尾委員長代理 これより會議を開きます。

予備審査中のところ、去る七日本委員會に本付託となりました旧軍港市轉換法案を議題といたしまして、質疑を行います。

○田島委員 まず第一に旧軍港用財産が公共団体にだけ拂下げになつておるか。政府の方にお尋ねしたいと思ひます。

○森岡説明員 お答えいたします。公共団体のみに拂下げたものについて調査はできておりませんが、軍港都市の財産で現在までに拂下げましたものの価格を申し上げますが、横須賀は台帳価格でございますが、横須賀市二千八百六十六万五千五百五十四円、舞鶴三千四百八十八万四千二百一十一円、呉二千二百二十八万八千六百六十七円、佐世保は千二百一十六万五千四百四十四円、合計九千九百三十三万六千六百八十七円十三銭でございます。これは軍港市にありましますもので、現在までに処分済みのものであります。

○田島委員 ただいまのお答えによりますと、これはお売りになつたものなのでございませうか。それだけ建物が売却されておるか、それはおわかりですか。

○森岡説明員 これはすべて売却拂つたものでございませう。

○田島委員 現在残つておりますので、使用に耐える建物がどのくらいありますか。

○森岡説明員 建物について申し上げます。

ます。台帳価格でございますので、次に申し上げます金額のうち、幾らの建物が現に使用可能かということについて、さらに調査しなければならぬのであります。未処分のもの建物を申し上げますと、横須賀市五千八百三十三万六千五百五十四円、舞鶴五千四百八十八万四千二百一十一円、呉七千五百九十一万六千九百八十八円、佐世保五千八百七十七万二千七百八十六円、合計一億四千四百三十三万六千六百八十七円四角でございます。

○田島委員 それは使えるものの値段ですか。お売りになつたものですか。現在建物で遊休しておるものはそれはおわかりになりませんか。どのくらいあるか伺ひたい。

○森岡説明員 ただいま読み上げましたのが売つていない国有建物として残つておるものであります。しかしながらこのうち大部分のものは一時使用中でございます。従つて全然人の入つていないものはおそれないだらうと思ひます。入つていないものでありますならば、鉄骨だけの建物が残つておるといふ現状であります。

○田島委員 お貸しになつておるものは相当ありますね。そういうものの賃料などはどうなつておりますか。それから滞納なども相当あるように聞いておりますが、そういうものはどのくらいあるか。おわかりになつておれば……

○森岡説明員 使つておりますものについては使用料を全部徴収いたしてお

ります。ただ滞納になつておりますものがこの中に幾らあるかということについては、調査いたしませんとわかりません。

○田島委員 それはおわかりになるのではございませんか。過年度の決算書で調べられれば……。私どもの調べたものの中にはありますが、そういう賃料などはどうなつておりますか。ずつとそのまゝになつておりますか。

○森岡説明員 先ほど申し上げましたように、四軍港のみをまとめたものはございせん。賃料について、二十三年度未収入未済額は一億四千四百三十三万八千二百七十六円三十銭でございます。

○田島委員 それは賃料ですか。未収入の分ですか。もう少しはつきりおつしやつてください。

○森岡説明員 ただいま申し上げましたのは賃料の未収入になつておりますもの全額であります。

○田島委員 その未収入というのは、お聞きしてもおわかりにならないかも知れませんが、やはりどういふ原因で未収入になつておるのか。そしてまた今後どういふ形でおとりになるのか。その点おわかりになりましたらちよつと聞きたいと思ひます。

○森岡説明員 最近税金なんか相当ひどいことをして取立てているのですから、こういう国の財産がそのまゝになつておるのには遺憾に思ひます。その点をお聞きたいと思ひます。

○森岡説明員 滞納になつております原因は、主として金詰まりであるのであります。そのほかはことに公共団体等における財政の逼迫ということが大きな原因であるのであります。大蔵省にいたしましては、この整理のために極力努力をいたしておるのであります。が、なか／＼解決をいたさない。従いまして相当長期の滞納もありません。滞納が長いものにつきましては、使用契約の取消しを行い、立ちのきを要求する。そういうように法務府を通じて処置を講ずるといふようなことでも、処理をいたしておるわけでありま

○田島委員 その点はそれ以上強くお尋ねいたしません。大体拂下げられた旧軍港財産、それからお貸しになつていらつしやるものがどういふ方面に使われておりますか。おわかりになりましたら、現在どういふ企業あたりに使われておりますか。その点をお伺ひいたします。

○森岡説明員 お答えいたします。いろいろな産業なり企業なり公共団体の公共の用に供されておるわけでありま

すが、四軍港の轉換の状況は、大体に海軍の工廠でありますので、船舶修理業に使われておる財産が最も大きいのであります。そのほか倉庫業その他に使われておるわけでありませう。

○田島委員 提案者にもちよつとお尋ねしたいのですが、この法案につきましましては、私どもは法案そのものの御趣旨にはもちろん賛成でございます。それ

ります。ただ滞納になつておりますものがこの中に幾らあるかということについては、調査いたしませんとわかりません。

○田島委員 それはおわかりになるのではございませんか。過年度の決算書で調べられれば……。私どもの調べたものの中にはありますが、そういう賃料などはどうなつておりますか。ずつとそのまゝになつておりますか。

○森岡説明員 先ほど申し上げましたように、四軍港のみをまとめたものはございせん。賃料について、二十三年度未収入未済額は一億四千四百三十三万八千二百七十六円三十銭でございます。

○田島委員 それは賃料ですか。未収入の分ですか。もう少しはつきりおつしやつてください。

○森岡説明員 ただいま申し上げましたのは賃料の未収入になつておりますもの全額であります。

○田島委員 その未収入というのは、お聞きしてもおわかりにならないかも知れませんが、やはりどういふ原因で未収入になつておるのか。そしてまた今後どういふ形でおとりになるのか。その点おわかりになりましたらちよつと聞きたいと思ひます。

○森岡説明員 最近税金なんか相当ひどいことをして取立てているのですから、こういう国の財産がそのまゝになつておるのには遺憾に思ひます。その点をお聞きたいと思ひます。

○森岡説明員 滞納になつております原因は、主として金詰まりであるのであります。そのほかはことに公共団体等における財政の逼迫ということが大きな原因であるのであります。大蔵省にいたしましては、この整理のために極力努力をいたしておるのであります。が、なか／＼解決をいたさない。従いまして相当長期の滞納もありません。滞納が長いものにつきましては、使用契約の取消しを行い、立ちのきを要求する。そういうように法務府を通じて処置を講ずるといふようなことでも、処理をいたしておるわけでありま

○田島委員 その点はそれ以上強くお尋ねいたしません。大体拂下げられた旧軍港財産、それからお貸しになつていらつしやるものがどういふ方面に使われておりますか。おわかりになりましたら、現在どういふ企業あたりに使われておりますか。その点をお伺ひいたします。

○森岡説明員 お答えいたします。いろいろな産業なり企業なり公共団体の公共の用に供されておるわけでありま

すが、四軍港の轉換の状況は、大体に海軍の工廠でありますので、船舶修理業に使われておる財産が最も大きいのであります。そのほか倉庫業その他に使われておるわけでありませう。

○田島委員 提案者にもちよつとお尋ねしたいのですが、この法案につきましましては、私どもは法案そのものの御趣旨にはもちろん賛成でございます。それ

ります。ただ滞納になつておりますものがこの中に幾らあるかということについては、調査いたしませんとわかりません。

○田島委員 それはおわかりになるのではございませんか。過年度の決算書で調べられれば……。私どもの調べたものの中にはありますが、そういう賃料などはどうなつておりますか。ずつとそのまゝになつておりますか。

○森岡説明員 先ほど申し上げましたように、四軍港のみをまとめたものはございせん。賃料について、二十三年度未収入未済額は一億四千四百三十三万八千二百七十六円三十銭でございます。

○田島委員 それは賃料ですか。未収入の分ですか。もう少しはつきりおつしやつてください。

○森岡説明員 ただいま申し上げましたのは賃料の未収入になつておりますもの全額であります。

○田島委員 その未収入というのは、お聞きしてもおわかりにならないかも知れませんが、やはりどういふ原因で未収入になつておるのか。そしてまた今後どういふ形でおとりになるのか。その点おわかりになりましたらちよつと聞きたいと思ひます。

○森岡説明員 最近税金なんか相当ひどいことをして取立てているのですから、こういう国の財産がそのまゝになつておるのには遺憾に思ひます。その点をお聞きたいと思ひます。

から軍港市の市民の市民大会なんかで、戦争の災害に対して再び戦争のない平和な都市としたいという、切々たる御希望に対しては、もちろん同感でございますが、この提案の趣旨の中に、平和産業都市ということが言われておりますが、平和都市が主なのか産業都市が主なのか。もちろんこれは平和と産業都市だとお答えになるだろうと思ひますけれども、やはり平和都市と産業都市との間には相当の隔たりがあると思ひます。平和を主としてやつて行くその立場から産業をいかにして興すかということは、同時に産業都市としてやつて行くためには相当平和が阻害される。現状から見ますと、私どもはそういうことを強く感じます。平和に反するような産業も現在では相当あるとわれ／＼は見ておりますので、このどちらを強力に主張なさいますか。単に平和産業都市ということだけでは、われ／＼希望いたしましたも実行不可能になる点があるのじやないか。あくまでも平和都市として強くこれを押して行かれるか。そのためには産業都市が完全に平和産業に向つて努力されるのかされないのか。その点をちよつとお伺ひしたい。

○門屋参議院議員 お答えいたしました。第一條の目的は、これは新憲法になりまして日本が軍備はやらないというところはわかつておつたところであり、ただ四軍港とも、御承知のように軍のことはわかつておつたところであり、ありますから、むしろ産業以外にないのでありますから産業に転換するのであります。第一條の目的としますところ、普通の産業都市であるのみならず、それに加えるに、特に平和と

いうことを強くうたいましたのは、この四軍港がかつての軍港であつたがゆえに、平和という観念を深く持つて、市民みずからが平和の産業都市をつくるということをして市民に強く認識させるために、平和産業都市という言葉を使つたのであります。それは各市民大会の平和宣言等を盛り込みまして、むしろ産業都市でありますけれども、大体四軍港が旧軍の施設であり、軍事工業ばかりやつておつたところでありまして、特に平和という信念を持つて行かなければならぬというので、平和をかぶせた。

○田島委員 もうちよつと具体的にお伺ひいたしますと、現在平和産業は中小企業など／＼つぶれております。産業の転換と言われても、とかく平和的なものでない方の産業におもに力が注がれておる現状であります。軍港都市を産業都市に転換するということも、はたして平和産業都市として転換できるかどうか。そこに矛盾がないかどうか。その点をはつきり伺ひたい。もう一つ接収されております分はおわかりにならないと思ひますが、今後講和会議の後にこういうような接収されておるところの産業が、はたして平和的方面に転換し得る可能性と見通しをお持ちになつておるかどうか。そういう点等のはつきりした見通し、それから産業の平和的な方面への転換の強力な具体的措置がなければ、平和産業都市として軍港都市を転換することは非常に困難だ、こう考へるのであります。その点具体的にお答え願ひたい。

○門屋参議院議員 第一点のお尋ねでございますが、これはわれ／＼どの産業が平和であり、どの産業が平和でないというところは、ちよつと主観の問題になると思ひますが、私たちは今日日本に平和でない産業はないと総括的に思ひます。しかし第一條の目的としますところは、何しろ数十年前軍ばかりで立つて来たところでありまして、ほかの都市よりも軍事的考へ方の強いところであるから、普通産業に転換をやりまして上におきまして、もう軍事的の素養が強く残つただけに、このみじめな失業状態も深刻にたえておる。この四軍港の市民として、よその人よりもなお戦争というものをきらつておる。この四軍港では再び軍備が拡張されて戦争になることを好んでおるというふうな説もあるのでありますけれども、私も軍港から出ておるのではありませんが、よそのところよりも終戦によつて失業してしまつて、まざ／＼とみじめなさまを見せつけられておる今日の占領状態からいへば、まして、どうして平和でなければならぬという考へをもつて、市民大会等で決議をするようになつたのであります。ただお尋ねのどの産業が平和に適合するかというところは、私は発議者といひましては、あらゆる産業が平和の上に立つておる、こういう考へ方でありまして、どれとどれとどれと具体的に言われまして、ちよつとお答えしかねるものであります。この住民の考へ方は特に戦争をきらつておるし、またわれ／＼といひまして、平和という文字をかぶせましたのは、このきらつておることをいつまでも忘れずに、普通の産業都市でない、かつての軍港であつたことがいけないのであるから、あくまでも平和な産業

都市でなければならぬという、こういう思想で進んで行きたいと考えております。それから第二は接収されておるところの問題であります。お話のように接収中のものは、この法案の恩典には浴しないわけでありまして、これが講和会議になりまして、また講和会議前でも徐々に解除されつたものでありますから、その解除を受けましたならば、各市の方で一つの計画を立てまして、その都市計画に当てはまる範囲において、今回の法律でできます解議会等の議を経まして、産業の方に転換するものに対しては、この法の恩典に浴せしめたいと考えております。

○田島委員 最後にもう一つ、もう少しはつきりお伺ひしたいのであります。たとえば横須賀の例なんかで見ますと、これは新聞などでも海軍基地化ということが相当問題になつておるんですが、尖鋭化した最近の国際情勢のもとでは、そういう可能性もわれわれは考へられるわけでありまして、法案の中には盛り込んでおると思ひますが、そういう軍事基地化などに対しては、強力に反対するといふような考へを、平和都市としての転換は不可能ではないか。具体的にそういう措置がなされなければならぬのではないかと考へますが、そういう点のお考へはどうでありますか。

○門屋参議院議員 その点につきましては、この法律を立案します途中で、基地問題が世間に現われるようになりまして、これは容易ならぬ問題であると考へまして、それ／＼の手を通じまし

て、関係方面の意向をただしたのであります。基地問題は、今世間で言われておるようなことではないし、米軍当局の方にも直接行つて聞いたのでありますけれども、この転換法は非常に賛成である。決して基地問題は考慮する必要はないという相当のところの言明を得まして、むしろ関係方面ではこの転換法のできることを喜んで、推してもらつたというふうな実情でございます。

○竹村委員 大体御趣旨はよくわかつておるのでございますが、第二條で、これを施行するにあつて、大正八年に出された都市計画法等も適用するということになつておるのでございしますが、この大正八年にできた都市計画法というものは、元來がいわゆる都市の臨時の編成に都市を再編するたために、その目的はそう書いてありますけれども、事實はそのことを目的としてこの法律が施行されたのであります。従つてたとえば土地を収用するにいたしまして、軍事的に道路が必要だといふ場合には、土地収用を都市計画の名前によつて行つて来た。結局この御趣旨にあるように、平和都市に転換するといふときには、若干そういうことも必要になるかもしれませんが、大体根本的にはそういう軍事的都市を編成するためにこしらへられた都市計画法を、こういう法案に適用されるということにつきましては、どうも意に解しかねるのであります。どういふふうにお考へになつておられますか。

○門屋参議院議員 立案者の方では、大正八年法律第三十六号が戦時計画の

ために立てられたかどうかということ
を考えたのではなからして、現在の四軍
港は、現存しますところの都市計画法
と、また昭和二十一年法律第十九号の
特別都市計画法に大体当てはまってお
る。横須賀は戦災を受けておりません
から、第十九号の方には当てはまらな
いところが多いかと思いますが、これ
は要するに特別都市をつくりまして
も、現存するところの都市計画法及び
特別都市計画法の適用から、除外され
るものでないということを書いただけ
のものでございます。

○竹村委員 そういたしますと、この
都市計画法によりまして、こういう平
和都市に転換するために、いろいろ施
設をやる場合に、計画法によつて、た
とえば土地あるいはその他等を収用さ
れる場合におきましては、この法案に
よりますと、審議会によつて問題が決
定される。大略的に見たならば審議会
によつて、そういう人たちに對する耕
作権その他いろいろな点を考えられる
ということになつておるのでございま
すが、そういういたしますと、処理審議
会とかいうようなものに付されるとい
うことでございすけれども、その構成
と云うことになる場合においては、
おおむね現在の制度で考えますなら
ば、大抵小市民あるいは労働者や勤勞
者の面が、学識経験者の中にも、従来
からいつたらなか／＼入つていない。
現在の組織ではなか／＼入らないわけ
であります。そういう場合に、そうい
う人たちの権限を擁護すべきである。
もちろんこれは審議会によつて擁護す
るとおつしやいますけれども、その審
議会の構成は先ほど申しましたよう
に、そういう代表者が入つていないと

いうような場合においては、たとえ
平和産業都市にするという名目におい
て、そういう人たちがいろいろの不満
と犠牲を拂われるのではないかと思
うのです。こういう際に、たとえば勤勞
者側からどれだけ入れられる、あるいは
つきり階級層によつて選ぶ道を講ずる
のが適當だと思ふのですが、この点に
關してどういうふうにお考えになつて
おりますか。

○佐々木参議院議員 御質問の趣旨に
最も沿うような性格をもつて、この
転換法をつくつたのであります。われ
われのねらいは、ただ財産を処理する
のみにこの法律をつくつたのでなく、
この七十年、八十年、二代、三代とた
え上げた優秀なる技術者をいかにして
活用するかということが、この転換法
の最も主眼でございまして、この審議
会が中央に一つしかできないことにな
つておりますけれども、初めの頃は
四つの都市に四つの審議会をつくら
せて、中央に一つの審議会をつくら
せて、中央に一つの審議会をつくら
せて行こうという考えを持ちました
が、なか／＼複雑で容易に意見もと
れないという關係から、一つにいたし
ました。しかしながら四市とも市民を
中心に、つまり市民の代表を中心とし
て、労働者の代表もあれば、商工會議
所の代表もある。また市会の代表もあ
る、産業界の代表もあるというよう
なメンバーをもちまして、各市とも大
体同一のような復興審議会とか、ある
いは今度の法案に即応するような構想
のもとに各市とも練られて、市民の總意
をもつて建設復興に燃えるような力
を持つて行こうということにございま
す。労働者に薄く、資本家に厚いと
いうような考えは毛頭持つておりませ

んから、どうぞ御了承願います。
○竹村委員 それからもう一つ、公共
団体に對しては大抵五割引、つまり半
額でこれを譲渡するということになつ
ておるのですが、今日の公共団体の中
に入つておるたとえば引揚場とか、
あるいは学校、病院の施設に對して
は、個人は別であります。そういう
施設に對しては五割というよりも、こ
れはむしろ無償で譲渡すべきではない
かと私たちは考えておるのでありま
す。個人のものは、今日の経済組織の
もとにおいても、おの／＼産業をやら
れておるとするならば、それはたとい
平和産業でありましても、一応の利潤
を目的としてやられるのであります。か
し、これは別でありましても、し
かし少くとも利潤を目的としなかつ
るの公共団体に對しましては、全額つ
まり全部無償でこれは拂ひ下げるべき
だと考えるのですが、この点に關して
立案者であられる人々は、なぜこう
いうように五割引というふうにお考え
になつたか。無償とせられる方がいい
のではないですか。

○佐々木参議院議員 御説のことにつ
いては、立案者は実はただというわけ
にも参りませんが、一側ないし二側程
度の価格で、ほんのなほかりの値をつ
けてもらいたいということ、根本に
おいてわつたのであります。しかし
ながらこれは対内、対外とも折衝いた
しました。対内というものは大蔵省
でありまして、対外とはG.H.Qであ
ります。その方面と折衝いたしまし
た結果、これ以上はまかりならぬとい
うことでございしたので、遺憾なが
ら、五割程度にいたしたわけでありま
す。なぜ五割にしかと申しますと、実

のところ各都市とも、たとえば学校の
拂下げを受けようという場合に、大
がいが一坪七千円程度であります。新設
いたしましても、一坪一万円足らずで
できるのであります。七千円で拂下げ
を受けて、安いかと申しますと、僻地
にありまして学校に適合しないものも
七千円だということでは、公共団体と
しては何ら利得するところはない。五
割程度であるならば、たとい僻地であ
つてもしんぼうができればよいかとい
う方面から考えまして、そのような法案
にしたわけでありまして。

○竹村委員 政府の方に伺いたいの
ですが、大抵先ほどから拂ひ下げるべき
財産等を聞いておりますと、あまり大
きな額にやないわけでありまして。従
つてこれは個人に拂ひ下げる分もあり
すし、あるいは公共団体に拂ひ下げる
分もあるということになつております
ので、公共団体に拂ひ下げる分につ
いては、無償にされるのがいいのだと私
は思ふのですが、政府の方で無償にさ
れても大した金にならない。たとえ
ば、今国会に提案されておりますところ
の、配製公団の赤字百十何億の補填を
政府は平気でやりやうになつておる。少
くとも平和都市に転換すると言つてお
られるのでありますから、こんなわず
かなものは、公共団体に拂ひ下げるの
に無償で拂ひ下げるように、政府の方
で処置ができないのであります。私
はこれではできないと考えますが、そう
いうことについて考えたことがあるかど
うか、これを伺いたい。

○森岡説明員 お答えいたします。公
共団体に對して、特殊な用途に供する
ものを拂ひ下げる場合、無償でやつた
らどうかということにございしますが、

国有財産の処理の方針にいたしまし
て、国有財産の分布が必ずしも全国極
衡がとれていないという点がありま
す。従来財政法に基いて、有償
でやる。無償でやります際には、きわめ
て制限をいたした範圍において、譲與
をするということになつておるの
であります。ただ公共団体が特殊の用途
に供するものについて、特別な便宜を
はかるべきではないかという点につ
いては、事務当局といたしましては賛成
であります。従来も特例法による減額
の措置、あるいは期限を延長するとい
うような措置を、大蔵省の事務当局と
いたしましては考えたわけでありま
す。しかしながらそれは關係方面の承
認が得られなかつたために、提案する
までに至らなかつたのであります。私
どももいたしましては、できるだけ限
りかような教育施設であるとか、ある
いは社会施設であるとかいうような
ものについては、説明のつく限りの條
件で拂下げをしたいという氣持を持
つておるわけでありまして。

○前尾委員長代理 ほかに御質疑はご
ざいせんか。――御質疑がなければ、
質疑を打ち切り、本案を議題として
討論に入ります。討論は通告順によつ
てこれを許します。宮原幸三郎君

○宮原委員 私は自由党の立場から、
本案に賛成の意見を申し述べたいので
あります。簡単に要旨だけを申し述べ
ます。

第一に申し述べたいことは、本法
案の第一條に規定されております趣
旨が、旧軍港市が軍事色を拂拭して、
一種の平和宣言をして、新憲法の精神
に即応した平和的精神を具現しよう
という点に、主要なる目的が置かれて

おるようでありますが、この意義はまことに重要なものがあると確信いたしました、この法案に双手を上げて賛成する次第であります。もとよりすでに憲法に規定があり、また平和宣言はわが国民の日常生活の実践において具現いたしております。またさきに広島平和記念都市というような、特別のな地方立法も行われたのでありますが、機会あるごとく平和思想の具現ということとは、わが国民の常に完璧を期しつつ具現をしなければならぬ点であると思うのであります。しかるに旧軍港市が太平洋戦争中に、一大海軍基地として相当の貢献をしておる。なお終戦後に何らこれに対する特別の平和宣言的措置がとられていないで放置せられておるということは、むしろ何らかの措置を必要とするところのおそきに失しておるということを痛感させるものがあるのであります。旧軍港市の実情は、詳しく申し述べませんけれども、われわれの調査したところによりますれば、この住民は太平洋戦争に相当の寄與をしたことに對して、一種の贖罪——自責の念まことに痛切なものがあるようであります。また戦争の犠牲度が、他の都市に比較して最も高いようであります。すなわち普通戦災都市との間に差等がありまして、海軍及びそれに伴う軍需産業を敗戦によつて失いましたので、旧軍港市民にとりましては、その生業でありましたところの根本を失つたのでありますから、終戦後における旧軍港市の経済状態、市民の生活のこの状態を見て行きますと、一言にしてこれを申せば総失業と申しますか、総破算と申しますか、まことに悲惨な状況にあるのであります。この戦争犠牲者

が特に高いために、平和希求の念最も熾烈なものがあるのであります。この旧軍港市を対象としてこの立法がなされるということは、ある意味において全国民の了解と賛同とを得るであらうというだけにとどまらず、世界的にも、この立法についての認識を深めることができたならば、必ず世界各国から絶大なる賛辞を受けるものであると思ふのであります。この意味におきまして、この立法は地方に対する立法であるがごとくに見えますけれども、他面においては世界的国際的の影響をもたらしものであるということをお考へるのであります。こういう意味合いから、この法案に対して最も賛成の意を表するものであります。

次に、この法案のねらつておりまするところの転換事業というものがありますが、この効果によりまして、敗戦後旧軍港の市民が微力ながらも自力更生で過去五箇年間努力をしたにもかかわらず、すでに自滅直前にあるがごとく見えるこの悲惨なる状態から、ある程度平和産業、港灣都市として転換して、旧軍港市民の再出榮をせしめ得るという、社会的また経済的效果をねらつたという点が、私は最もこの法案に賛意を表せるを得ない点であります。こういう方面については、詳細のことはすでに提案者の説明のうちに最も盡きておることでありますから、詳しく申し述べる必要はないと思います。その趣意において賛成をする次第であります。

第三の点は、龐大なる旧軍用財産、固有財産施設が、旧軍港市に現に遊ば施設として雨ざらしのままに放擲せられておる状況であります。今日の現行法上の措置だけでは、この龐大なる遊

ないであります。この国有財産施設を転用して、有益に使用するということを期することには困難であります。これをこのまま放置しておくことは、いたずらに財産の腐朽を招くだけであつて、非常な国家の損失であります。この意味において、これを転用して平和的に利用するということがこの立法によつてできますならば、これはある意味において国益の擁護であります。それによつてあるいは平和産業が興り、国の税源にもなし得るのであります。また一面同時に旧軍港市民の再出発も期し得るのでありますから、この点からも、この国有財産施設の転用、平和的活用というような意味におきまして、最も時宜を得たる立法であるということを信ずるものであります。かかる点から本法案にわが自由党の立場から賛意を表せざるを得ないのであります。なお軍事基地等の問題も、この法案とは何ら關係がありません。ただ軍事色を拂拭するということが本法案の目的でありまして、本法案を悪用して云々というようなことを想像せられる向きがありましたならば、一応御心配になるのはその立場上からやむを得ないかもしれませんが、われわれは一点の心配もいたしてないのであります。かかる意味合いにおいて、本法案に賛意を表する次第であります。

○前尾委員長代理 竹村奈良一君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表いたしまして、遺憾ながら本法案に反対するものであります。

大体本法案の骨子といたしますところは、平和的産業都市を目的とする

では、共產黨は賛成であります。しかしながら、現実にはたして今日平和都市に転換することが現内閣の制度のもとにおいてできるような情勢であるかどうか。そのことが問題であります。御承知のように新聞紙上におきましては、吉田内閣は常にいろ／＼な点において、たとえば軍事基地の問題も、これはいたし方ないことであるといつて是認されております。また至るところにおいてそういうことが散見できるのであります。しかも本法案に現われませんでしたところによりますと、たとえば第二條の劈頭において、大正八年に制定されましたところの都市計画法をも、これに適用するということがうたわれおるのであります。この大正八年に發布されました都市計画法そのものが、かつて日本が大きな侵略戦争を行う前におけるところの軍事都市建設法案だと、われ／＼は解しておるのであります。しかもそういうものを適用すると同時に、なお附近の軍事基地化とあわせるならば、本法案の平和的な商業都市とするという目的だけをみかて、はたしてその目的が達せられるかどうかという点について、非常に疑わざるを得ないのであります。御承知のように法律そのものが、これを担当するところの政府の行政力によつて、どういうふうに変化するか。これは一例を申し上げますならば、一つの双輪車を凶器に使うことによつて災害にあふというごとく、本法案も、吉田政府にあるいは都市計画法によつて軍事道路をつくる場合に、これは平和都市のたゞの道路であるという形において、事

る。しかもその場合においては、平和都市を建設するのだという名目において、いろいろ／＼都市計画法を適用いたしまして、土地收用などを行うことができる。そういうような懸念からいたしまして、今日の吉田内閣の性格からいまして、この法律を運用されるならば、おそらくこの法案の趣旨とは似ても似つかない鬼子が生れるであらうということ。私は懸念するものであります。従つて地元の要望でありまして、このころの平和産業都市に転換するというお気持ちに対しては、私たちは満腔の賛意を表するものであり、しかもその公共団体に対するいろいろ／＼な軍事施設の拂下などにはいたしません。約半額において拂い下げるということになつておるのでありますけれども、これは私たちは不満であります。今日の地方公共団体、あるいはその他の学校施設、あるいは引揚者の寮等を建設するにあたりましては、五割を拂い下げてはたしてそういう社会施設が運営できるかどうか。これは疑わしいのであります。こういう面につきましては、少くとも無償で拂い下げるのが当然であると、私たちは考えておるのであります。こういうようないろいろ／＼な点から考えまして、しかもこの運用に當る現内閣の方針、またこの末尾に書かれておりますところのこれを運用する審議会の構成等々は、少くとも働く中小商工業者、労働者、農民を審議会に参加せしめ得られないところの現実の実情等々からいたしまして、遺憾ながら共産黨は本法案に反対するものであります。

○前尾委員長代理 佐竹新市君。

○佐竹(新)委員 私は日本社会党を代表いたしました。本法案に対して賛成の意見を述べたものであります。

理由はごく簡単に申し上げますが、わが日本は世界に対して平和を宣言し、そうして平和な国となつて将来世界に向つて行きますにあたりまして、過去におけるところの戦争の基地でありました軍港市が、いまだに軍港の名前が残されてここにあるというところは、この一点のみをもつて見ても、国民の頭に古い軍港を思い出させるのであります。一日も早くこれを転換して、平和産業に切りかえるということが、か

がぜひとつもこの際必要ではないか、かように考えるのであります。かかる意味からたゞいま日本共産党の方では、これは吉田内閣が行なつたものであるというように、こじつけておりますけれども、私はさうには考えぬのであります。かようないわゆる軍港都市を残しておく。そして旧軍港都市に住まつておつた人々が今日非常に困つておる。これらを平和産業に切りかえて、一日も早く日本の平和的産業にかかわ

せるところの考え方をもち、その上に日本の産業を発展させて行く。こういう点に重点が置かれなければならないといわれは考へております。以上のような点につきまして、詳細にこれをどうして行くかということに對しましては、党としては、できれば軍港平和特別委員会というものを党内に設置しまして、單にこれを転換させただけでなく、今後平和産業として立つて行く、いわゆる旧軍港地を平和産業に切りかえて行くことを、あらゆる諸政策のうちに織り込んで、この軍港転換法を生かして行く、かういふように考

えることが正しい。かように考えている立場から、わが党はこれに對して賛意を表するものであります。

○前尾委員長代理 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表いたしました。本法案に希望条件を付して賛成するものであります。

軍港都市は戦争中にも相当犠牲を拂い、市町村の損害も甚大であつたと考えられるのであります。今阿平和都市転換の問題に關しましては、これともいろいろ、な国有財産の移管があると思ふのであります。この移管と同時に、今まで貸貸借なりいろいろな権利關係が発生しているところと、廢物の生ずるおそれがあるところと、なるべくかういふようなものを民主的に片づけてほしいという希望と、また現在の時価によつたということでありまして、この財産の移管と同時に、五割の値引だとかあるいは十年間で拂うということがありますが、その間インフレなど貨幣価値の移動がありまして、この市の財政關係については相当影響があるのではないかと思ふのであります。そして、そういう財政關係を考慮しまして、おそれるかういふような物件は無償で拂い下げるべきじゃないか、かう考へておるのであります。申し上げますと、たくさんな財産でもありますし、今後この管理委員会等によつて、いろいろ審議を進めて行く上において、権利關係の廢止も起き、また財産上の処分についてもいろいろな関連があり、また複雑な問題が起きて来ると思ふのであります。十分さういふ点を留意しまして、民主的に財政上十分考慮して、この問題を片づけて行きたい、かういふ條件を付しまして賛意を表明するものであります。

○前尾委員長代理 討論は終局いたしました。

次に本案を議題といたしまして採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○前尾委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。本日はこれをもつて散會いたします。

午前十一時五十五分散會

〔參照〕

旧軍港市転換法案(參議院提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月十一日印刷

昭和二十五年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所